

地震に対する安全性および区分所有建築物の耐震改修必要性の認定手続きフロー

滋賀県建築開発課

	報告者	建築士	耐震判定機関等	所管行政庁 (建築開発課・土木事務所)
認定申請事前段階	耐震診断依頼 耐震診断＋評価書	耐震診断の実施 診断結果の評価申請	評価申請受付 評価書交付	
認定申請提出段階	法第22条第1項または 法第25条第1項の 認定申請 認定通知書の受理	・認定申請図書正1部、副1部 書類補正		認定申請受付 ・建築開発課: 4階以上及び 2,000㎡以上の建物 ・土木事務所: 上記以外の建物 認定申請内容審査 書類補正通知 書類補正終了 認定通知書の交付